

## 〔第一問〕 解 答

## 問1 青色申告制度について

## (1) 青色申告制度の適用要件 ④

- ① 青色申告の承認を受けようとする事業年度開始の日の前日（新設法人の場合は、設立の日以降3月を経過した日と設立の日の属する事業年度終了の日のいずれか早い日の前日）までに、一定の事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出し、承認を受けること。
- ② 法定の帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録し、かつ、その帳簿書類を保存すること

## (2) 青色申告の承認が取り消されることとなる事実（次の4つのうち、2つ）②×2

- ① 帳簿書類の備付け、記録又は保存が法令の要件を満たしていないこと
- ② 帳簿書類について税務署長の必要な指示に従わなかったこと
- ③ 二事業年度連続して、申告書とその提出期限までに提出しなかったこと
- ④ 帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装して記載し又は記録し、その記載等をした事項の全体についてその真実性を疑うに足りる相当の理由があること

## (3) 青色申告法人にのみ適用される制度（租税特別措置法上の制度を除く。）②×3

- ① 青色欠損金の繰越控除制度
- ② 青色欠損金の繰戻しによる還付制度
- ③ 青色申告書に係る更正制度

## 問2

## (1) 外国子会社配当益金不算入制度について

## ① 外国子会社の要件 ④

- イ 内国法人が外国法人の発行済株式等（自己株式等を除く。）又は議決権のある株式等の25%以上を有していること
- ロ イの状態が、剰余金の配当等の額の支払義務が確定する日以前6月以上継続していること

## ② 外国子会社配当に対して課された外国源泉税の取扱い ③

外国子会社からの剰余金の配当等について、益金不算入制度の適用を受ける場合には、その配当等に係る外国源泉税等は、各事業年度の損金の額に算入しない。

## ③ 外国子会社配当の一部が当該国で損金算入される場合の内国法人が受け取る配当についての課税関係

- イ 外国子会社からの配当の一部が当該国で損金算入されている場合、受け取った配当等の全額を益金の額に算入する。②
- ロ 受け取った配当のうち、損金算入対応受取配当についてのみ益金の額に算入し、損金算入対応受取配当以外の配当については益金不算入の制度を適用して、その95%を益金の額に算入しない。②

## (2) 外国税額控除制度について

## ① 外国法人税の意義 ③

外国の法令に基づき、法人の所得を課税標準として、外国又はその地方公共団体により課される税金で、日本の法人税に相当する税金をいう。

## ② 外国税額控除の対象とならない「外国法人税の額」 ②×3

- イ 外国法人税のうち、所得に対する負担が高率な部分の金額
- ロ 外国法人税のうち、外国子会社から受ける剰余金の配当等の額を課税標準とする金額
- ハ 外国法人税のうち、通常行われる取引と認められない取引から生じた所得に課される金額

## ③ 外国税額控除適用後に、外国法人税の額が減額された場合の処理 ④

- イ 減額された額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。
- ロ 減額されることとなった日の属する事業年度において、その事業年度の納控除対象外国法人税の額から減額控除対象外国法人税額を控除する。
- ハ ロの方法により控除しきれないときは、減額に係る事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度の控除限度超過額からその控除しきれない金額を控除する。
- ニ ロ、ハによって控除しきれない金額は、減額に係る事業年度の翌事業年度又は翌々事業年度の控除対象外国法人税額から控除し、なお控除できない金額があるときは、その金額を益金の額に算入する。

## 26条（還付金等の益金不算入）3項

- 3 内国法人が納付することとなった外国法人税の額につき第69条第1項から第3項までの規定の適用を受けた事業年度開始の日後七年以内に開始する当該内国法人の各事業年度において当該外国法人税の額が減額された場合には、その減額された金額のうち第69条第1項に規定する控除対象外国法人税の額が減額された部分として政令で定める金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

## 施行令150条（外国法人税が減額された場合の特例）

- 1 内国法人が納付することとなった外国法人税の額に係る当該内国法人の法第69条第13項（外国税額の控除）に規定する適用事業年度開始の日後7年以内に開始する当該内国法人の各事業年度において当該外国法人税の額が減額された場合には、当該内国法人のその減額されることとなった日の属する事業年度以後の各事業年度については、当該減額に係る事業年度において当該内国法人が納付することとなる控除対象外国法人税の額から減額控除対象外国法人税額に相当する金額を控除し、その控除後の金額につき法第69条第1項から第3項までの規定を適用する。
- 2 前項に規定する減額控除対象外国法人税額とは、内国法人の減額に係る事業年度において外国法人税の額の減額がされた金額のうち、第25条（外国税額の還付金のうち益金の額に算入されないもの）の規定により控除対象外国法人税の額又は個別控除対象外国法人税の額が減額された部分とされる金額をいう。
- 3 第1項の場合において、減額に係る事業年度の納付控除対象外国法人税額がないとき、又は当該納付控除対象外国法人税額が減額控除対象外国法人税額に満たないときは、減額に係る事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度の第144条第7項（繰越控除限度額等）に規定する控除限度超過額から、それぞれ当該減額控除対象外国法人税額的全額又は当該減額控除対象外国法人税額のうち当該納付控除対象外国法人税額を超える部分の金額に相当する金額を控除し、その控除後の金額につき法第69条第3項の規定を適用する。この場合において、2以上の事業年度につき控除限度超過額があるときは、まず最も古い事業年度の控除限度超過額から当該控除を行い、なお控除しきれない金額があるときは順次新しい事業年度の控除限度超過額から当該控除を行う。

- 4 内国法人が各事業年度の納付控除対象外国法人税額につき法第69条の規定の適用を受ける場合において、当該事業年度開始の日前2年以内に開始した各事業年度（以下この条において「前2年内事業年度」という。）において生じた減額控除対象外国法人税額のうち第1項の規定による納付控除対象外国法人税額からの控除又は前項の規定による控除限度超過額からの控除に充てることができなかつた部分の金額があるときは、当該金額のうち当該事業年度の納付控除対象外国法人税額に達するまでの金額（当該減額控除対象外国法人税額が前2年内事業年度のうち異なる事業年度において生じたものであるときは、最も古い事業年度において生じた減額控除対象外国法人税額から順次計算して当該納付控除対象外国法人税額に達するまでの金額）を当該事業年度において生じた減額控除対象外国法人税額とみなして、第1項の規定を適用する。

施行令26条（控除対象外国法人税の額が減額された部分の金額のうち益金の額に算入するもの等）

法第26条第3項（還付金等の益金不算入）に規定する益金の額に算入する額として政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

- 一 法第26条第3項に規定する内国法人が、同項に規定する外国法人税の額が減額されることとなった日の属する事業年度において納付することとなった控除対象外国法人税の額を当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入した場合

その減額された外国法人税の額のうち前条の規定により控除対象外国法人税の額又は個別控除対象外国法人税の額が減額された部分とされる金額

- 二 法第26条第3項に規定する内国法人が、同項に規定する外国法人税の額が減額されることとなった日の属する事業年度又はその翌事業年度開始の日以後2年以内に開始する各事業年度において、前条（外国税額の還付金のうち益金の額に算入されないもの）の規定により控除対象外国法人税の額が減額された部分とされる金額の全部又は一部を第百五十条第一項（外国法人税が減額された場合の特例）の規定による同項に規定する納付控除対象外国法人税額からの控除若しくは同条第三項の規定による同項に規定する控除限度超過額からの控除に充てることができない場合

前条の規定により控除対象外国法人税の額が減額された部分とされる金額のうちこれらの控除に充てることができなかつた部分の金額

## (3) 外国子会社合算税制について

## ① i 外国関係会社の意義 ②

居住者及び内国法人並びに特殊関係非居住者によって、発行済株式等の50%超を直接及び間接に保有される外国法人をいう。

## ① ii 特定外国子会社等の意義 ②

外国関係会社のうち、本店又は主たる事務所の所在する国又は地域におけるその所得に対して課される税の負担が、本邦における法人の所得に課される税の負担に比して著しく低いものをいう。

## ② 制度の適用を受ける内国法人の範囲 ②

- イ その外国関係会社の発行済株式等の 10%以上を直接及び間接に保有する内国法人  
 ロ その外国関係会社の発行済株式等の 10%以上を直接及び間接に保有する一の同族株主グループに属する内国法人

## ③ 適用除外基準とその意義 ①×6

適用除外基準		基準の意義	適用除外基準が業種によって異なる場合の代表的な業種
1	事業基準	主たる事業が次のものでないこと イ 株式等の保有 ロ 工業所有権等の権利の提供	———
2	実体基準	主たる事業を行うのに必要と認められる事務所、店舗、工場等の固定施設を有すること	———
3	管理支配基準	事業の管理及び運営を自ら行っていること	———
4	非関連者基準	事業を主として関連者以外の者で行っていること	卸売業、銀行業、証券業、保険業など
	所在地国基準	事業を主としてその外国法人の本店所在地国で行っていること	小売業、製造業、建設業、サービス業など

(注) 特定外国子会社等の業種によって、判定する適用除外基準が異なるものについては、第4欄に記載すること

## 〔第二問〕 解 答

(問1)

工事名	税務上調整すべき金額 若しくは強制適用されない理由	計 算 過 程
甲 ②	<b>完成工事収益計上もれ</b> 708,000,000円 (加算・留保) <b>完成工事原価計上もれ</b> 600,000,000円 (減算・留保)	(単位：円) (1) 完成工事収益 (甲工事) $1,200,000,000 \times \frac{240,000,000 + 600,000,000}{960,000,000 + 40,000,000}$ $- 300,000,000 = 708,000,000$ (2) 完成原価 (甲工事)
乙 ②	請負対価の額が10億円未満であるため、長期大規模工事に該当せず、工事進行基準は強制適用されない。	$1,000,000,000 \times \frac{240,000,000 + 600,000,000}{960,000,000 + 40,000,000}$ $- 240,000,000 = 600,000,000$
丙 ②	当期末現在、工事進行割合が20%未満であるため、工事進行基準は強制適用されない。	(3) 工事進行割合 (丙工事) $\frac{218,900,000}{1,100,000,000} = 19.9\% < 20\%$
丁 ②	<b>完成工事収益計上もれ</b> 356,400,000円 (加算・留保) <b>完成工事原価計上もれ</b> 285,120,000円 (減算・留保)	(4) 完成工事収益 (丁工事) $1,620,000,000 \times \frac{285,120,000}{1,296,000,000} = 356,400,000$ (5) 完成原価 (丁工事) $1,296,000,000 \times \frac{285,120,000}{1,296,000,000} = 285,120,000$
戊 ②	長期大規模工事に該当するが、当期末までに、着工日から6月を経過していないため、工事進行基準は強制適用されない。	

(問2)

税務上調整すべき金額	計 算 過 程
<p>1. 個別貸倒引当金に関する事項</p> <p>貸倒引当金繰入超過額 1,000,000円 (加算・留保) ②</p>	<p>(1) 繰入限度額 (単位:円) <math>(15,000,000 - 2,000,000) \times 50\% = 6,500,000</math></p> <p>(2) 繰入超過額 <math>7,500,000 - 6,500,000 = 1,000,000</math></p>
<p>2. 一括貸倒引当金に関する事項</p> <p>貸倒引当金繰入超過額認容 429,626円 (減算・留保)</p> <p>貸倒引当金繰入超過額 972,250円 (加算・留保) ②×2</p>	<p>(1) 貸倒実績率による繰入限度額</p> <p>① 一括評価金銭債権 <math>120,000,000 + 11,000,000 + 230,000,000 - 15,000,000</math> <math>+ (300,000,000 + 708,000,000 - 120,000,000 - 540,000,000)</math> <math>+ (356,400,000 - 300,000,000) + 36,000,000</math> <math>+ 11,950,000 - 100,000 + 22,300,000 - 10,000,000</math> <math>- 3,000,000 - 2,000,000 = 805,550,000</math> ①</p> <p>② 貸倒実績率 <math>(3,250,000 + 5,821,000 + 2,500,000) \times \frac{12}{36}</math> <math>(662,998,000 + 926,344,000 + 749,429,000) \div 3</math> <math>= 0.00494 \dots \rightarrow 0.0050</math> (小数点以下4未満切上) ①</p> <p>③ 繰入限度額 <math>805,550,000 \times 0.0050 = 4,027,750</math></p> <p>(2) 法定繰入率による繰入限度額</p> <p>① 一括評価金銭債権 805,550,000</p> <p>② 実質的に債権とみられないものの額</p> <p>イ 原則法</p> <p>1) A社 <math>300,000,000 + 708,000,000 - 120,000,000</math> <math>- 540,000,000 = 348,000,000</math> <math>348,000,000 &gt; 100,000,000 \therefore 100,000,000</math></p> <p>2) B社 <math>356,400,000 - 300,000,000 = 56,400,000</math> <math>56,400,000 &lt; 150,000,000 \therefore 56,400,000</math></p> <p>3) D社 <math>25,000,000 &gt; 20,000,000 \therefore 20,000,000</math></p> <p>4) 貸借人 <math>4,000,000 &lt; 8,000,000 \therefore 4,000,000</math></p> <p>5) 1) + 2) + 3) + 4) = 180,400,000</p> <p>ロ 簡便法 <math>805,550,000 \times \frac{216,564,000 + 174,560,000}{926,344,000 + 749,429,000}</math> (0.233) ① <math>= 187,693,150</math> (小数点以下3位未満切捨)</p> <p>ハ 判定 <math>イ &lt; ロ \therefore 180,400,000</math></p> <p>③ 繰入限度額 <math>(805,550,000 - 180,400,000) \times \frac{6}{1,000} = 3,750,900</math> ①</p> <p>(3) 判定 <math>(1) &gt; (2) \therefore 4,027,750</math></p> <p>(4) 一括貸倒引当金繰入超過額 <math>5,000,000 - 4,027,750 = 972,250</math></p>

(問3)

税務上調整すべき金額	計算過程及び美術品にあつては非減価償却資産に該当する理由
<p>機械装置に関する事項 <input checked="" type="checkbox"/> × 4</p> <p>(1) 減価償却に関する事項</p> <p>減価償却超過額 1,080,847円 (加算・留保)</p> <p>(2) 特別償却に関する事項</p> <p>特別償却準備金取崩不足額 1,400,000円 (加算・留保)</p> <p>特別償却準備金積立 1,400,000円 (減算・留保)</p> <p>特別償却準備金積立超過額 1,425,000円 (加算・留保)</p>	<p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <p>(1) 減価償却</p> <p>1. 償却限度額</p> <p>① 総合工事業用設備 G</p> <p>イ <math>25,330,667 \times 0.286 = 7,244,570</math>            ロ <math>28,000,000 \times 0.08680 = 2,430,400</math>            ハ イ <math>\geq</math> ロ <math>\therefore 7,244,570</math></p> <p>② 総合工事業用設備 H</p> <p>イ <math>(33,000,000 + 250,000) \times 0.286 = 9,509,500</math>            ロ <math>(33,000,000 + 250,000) \times 0.08680 = 2,886,100</math>            ハ イ <math>\geq</math> ロ <math>\therefore 9,509,500 \times \frac{10}{12} = 7,924,583</math></p> <p>③ 償却限度額合計 ① + ② = 15,169,153</p> <p>2. 償却超過額 <math>(7,000,000 + 9,000,000 + 250,000) - 15,169,153 = 1,080,847</math></p> <p>(2) 特別償却</p> <p>① 特別償却準備金取崩不足額 (総合工事業用設備 G)</p> <p><math>7,000,000 \times \frac{12}{60} - 0 = 1,400,000</math>  <math>\ast 60\text{月} &lt; 7\text{年} \times 12 \therefore 60\text{月}</math></p> <p>② 特別償却準備金積立超過額 (総合工事業用設備 H)</p> <p><math>11,400,000 - (33,000,000 + 250,000) \times 30\% = 1,425,000</math></p>
<p>美術品に関する事項</p> <p>美術品 J 減価償却超過額 29,925円 (加算・留保)</p> <p>美術品 K 減価償却超過額 150,000円 (加算・留保)</p>	<p>I に関する事項 <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>(1) 償却限度額</p> <p>イ <math>750,000 \times 0.250 = 187,500</math>            ロ <math>750,000 \times 0.07909 = 59,317</math>            ハ イ <math>\geq</math> ロ <math>\therefore 187,500</math>  <math>\therefore 187,500 \times \frac{10}{12} = 156,250</math></p> <p>(2) 償却超過額 <math>156,250 - 156,250 = 0 \therefore</math> 処理なし</p> <p>J に関する事項 <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>時の経過によりその価値が減少しないことが明らかなものに該当するため、非減価償却資産である。</p> <p>K に関する事項 <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>平成27年1月1日以降最初に開始する事業年度(平成28年3月期)に減価償却資産の再判定を行っていないため、減価償却を行うことはできない。</p>

## 基通7-1-1（美術品等についての減価償却資産の判定）

「時の経過によりその価値の減少しない資産」は減価償却資産に該当しないこととされているが、次に掲げる美術品等は「時の経過によりその価値の減少しない資産」と取り扱う。

- (1) 古美術品、古文書、出土品、遺物等のように歴史的価値又は希少価値を有し、代替性のないもの
- (2) (1)以外の美術品等で、取得価額が1点 100万円以上であるもの（時の経過によりその価値が減少することが明らかなものを除く。）

(注) 1 時の経過によりその価値が減少することが明らかなものには、例えば、会館のロビーや葬祭場のホールのような不特定多数の者が利用する場所の装飾用や展示用（有料で公開するものを除く。）として法人が取得するもののうち、移設することが困難で当該用途にのみ使用されることが明らかなものであり、かつ、他の用途に転用すると仮定した場合にその設置状況や使用状況から見て美術品等としての市場価値が見込まれないものが含まれる。

2 取得価額が1点 100万円未満であるもの（時の経過によりその価値が減少しないことが明らかなものを除く。）は減価償却資産と取り扱う。

## 美術品等についての減価償却資産の判定に関するFAQ

[Q 6] 平成27年1月1日より前に取得した美術品等について、適用初年度において、減価償却資産の再判定を行わなかった場合、その後の事業年度において減価償却はできなくなるのでしょうか。

[A]

改正後の通達の取扱いは、平成27年1月1日以後に取得する美術品等について適用され、同日前に取得した美術品等については、なお従前の取扱いによることとした上で、平成27年1月1日より前に取得した美術品等であっても、[Q 4]にあるとおり、適用初年度に減価償却資産に該当するかの再判定を行い、減価償却資産に該当することとなった美術品等に限り、その適用初年度以後の事業年度において減価償却を行うことができることとしたところです。

お尋ねのように、適用初年度において減価償却資産の再判定を行わなかった美術品等については、従前の取扱いのとおり、減価償却を行うことはできないこととなりますのでご注意ください。

【別表四 所得の金額の計算に関する明細書】

区 分		総 額	処 分	
			留 保	社外流出
加 算	減 価 償 却 超 過 額	1,260,772	1,260,772	
	特別償却準備金取崩不足額	1,400,000	1,400,000	
	特別償却準備金積立超過額	1,425,000	1,425,000	
減 算	特別償却準備金積立	1,400,000	1,400,000	

【別表五（一） 利益積立金額の計算に関する明細書】

I 利益積立金額の計算に関する明細書				
区 分	期 首 現 在 利益積立金額	当 期 の 増 減		差引翌期首現在 利益積立金額
		減	増	
特別償却準備金	7,000,000		1,400,000	8,400,000
特別償却準備金積立	△ 7,000,000		△ 1,400,000	△ 8,400,000
減 価 償 却 超 過 額			1,260,772	1,260,772
特別償却準備金取崩不足額			1,400,000	1,400,000
特別償却準備金積立超過額			1,425,000	1,425,000

(問4)

税務上調整すべき金額	調整を要する理由及びその計算過程
<b>未払使用人賞与否認</b> 21,000,000円(加算・留保)	<b>(1) 賞与 ②</b> 未払賞与が損金算入されるためには、翌期首から1ヶ月以内に支払われることが要件となるが、これを満たしていない。
<b>前払備船料計上もれ</b> 12,000,000円(加算・留保)	<b>(2) 備船料 ②</b> 浚渫工事に係る備船料は、原価の額であって、短期前払費用ではない。浚渫工事に係る収益が当期に計上されていないため、これと個別対応する備船料も当期の損金の額に算入されない。
<b>積立保険料計上もれ</b> 2,800,000円(加算・留保)	<b>(3) 保険料 ①</b> 保険金の受取人が全額当社のため、養老保険分は資産とされ、当期の損金の額に算入されない。
<b>繰延資産償却超過額</b> 3,500,000円(加算・留保)	<b>(4) 借店舗の権利金(繰延資産) ②</b> ① 償却期間 $35年 \times \frac{7}{10} = 24.5年 \rightarrow 24年$ ② 償却超過額 $3,600,000 - 3,600,000 \times \frac{8}{24 \times 12} = 3,500,000$
<b>前期仮払交際費否認</b> 150,000円(加算・留保)	<b>(5) 仮払交際費 ②</b> 税務上は前期の交際費である。
<b>前払費用計上もれ</b> 100,000円(加算・留保)	<b>(6) 修繕費負担金 ①</b> 修繕工事が翌期に行われるため、前払費用である。
<b>役員給与と認定損</b> 2,000,000円(減算・留保)	<b>(7) Mゴルフクラブ入会金 ①</b> 無記名式の法人会員制度があるにもかかわらず、役員名義の個人会員として入会しているため、役員給与となる。
<b>役員給与の損金不算入額</b> 2,120,000円(加算・流出)	<b>(8) 役員給与 ①</b> 役員の個人的利用でのプレー費用12万円、及びMゴルフクラブ入会金200万円は、定期同額給与、事前確定給与、利益連動給与の損金算入の要件を満たしていない。
<b>交際費等の損金不算入額</b> 1,216,000円(加算・流出)	<b>(9) 交際費</b> ① 支出交際費 ① $1,200,000 - 300,000 + 250,000 + 240,000 + 6,950,000 + 400,000 + 36,000 + 180,000 + 260,000 = 9,216,000$ ② 損金不算入額 ① イ $9,216,000 - 8,000,000 = 1,216,000$ ロ $9,216,000 - ※8,100,000 \times 50\% = 5,166,000$ $※ 1,200,000 - 300,000 + 250,000 + 6,950,000 = 8,100,000$ ハ イ < ロ ∴ 1,216,000
<b>原価算入交際費認定損</b> 34,305円(減算・留保)	<b>(9) 交際費 ③ 原価算入交際費 ①</b> $1,216,000 \times \frac{260,000}{9,216,000} = 34,305$
<b>未成工事支出金計上もれ</b> 340,000円(加算・留保)	<b>(10) 会議費(未成工事支出金) ②</b> $80,000 + 260,000 = 340,000$